

## 長野市農業振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、農業振興（第2第1項第13号に規定する野生鳥獣被害防除対策事業にあっては、水産業振興を含む。）を図るため、市長が適当と認める団体及び農業者が行う事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業、経費、補助率等)

第2 補助金の対象となる事業の概要、経費、補助率等は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。この場合において、第13号に規定する野生鳥獣被害防除対策事業のうち、駆除・個体数調整事業を除き、算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

- (1) 生産調整対策事業 別表第1のとおり
- (2) 農業機械化補助金事業 別表第2のとおり
- (3) スマート農業用機械導入等支援事業 別表第3のとおり
- (4) 農業者育成事業 別表第4のとおり
- (5) 農福連携支援事業 別表第5のとおり
- (6) 主要作物振興事業 別表第6のとおり
- (7) 果樹振興事業 別表第7のとおり
- (8) そ菜特産振興事業 別表第8のとおり
- (9) 畜産振興事業 別表第9のとおり
- (10) 環境にやさしい農業推進事業 別表第10のとおり
- (11) 農産物直売所支援事業 別表第11のとおり
- (12) 農産物加工施設等支援事業 別表第12のとおり
- (13) 野生鳥獣被害防除対策事業 別表第13のとおり
- (14) 被災地区荒廃農地利活用補助金事業 別表第14のとおり
- (15) ヘーゼルナッツ営農苗木補助事業 別表第15のとおり

2 補助金の交付の対象となる者は、市税を滞納していない者に限るものとする。

(補助金の申請等)

第3 規則第3条に規定する申請書は、長野市農業振興事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、市長が別に定める。

3 前2項に規定する申請書等の提出期限は、市長が別に定める。

(補助事業の内容の変更等)

第4 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき（変更後の事業費の額が、変更前の事業費の額の30%以内の減額である場合を除く。） 長野市農業振興事業変更承認申請書（様式第2号）

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市農業振興事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）

（実績報告）

第5 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市農業振興事業実績報告書（様式第4号）によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、市長が別に定める。

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付請求書）

第6 規則第12条第2項に規定する請求書（概算払を含む。）は、長野市農業振興事業補助金交付請求書（様式第5号）によるものとする。

（財産処分の制限等）

第7 補助金の交付を受けた事業により取得した財産を処分しようとするときは、市長が別に定める財産処分承認申請書を市長に提出しその承認をうけること。

（補則）

第8 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成16年長野市告示第 385号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則（平成17年長野市告示第 596号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則（平成18年長野市告示第 277号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則（平成21年長野市告示第 212号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則（平成22年長野市告示第 173号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年長野市告示第 365号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則（平成23年長野市告示第 444号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則（平成24年長野市告示第 165号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年長野市告示第 264号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則（平成26年長野市告示第 173号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年長野市告示第 439号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則（平成28年長野市告示第 467号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則（平成29年長野市告示第 284号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則（平成30年長野市告示第 157号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年長野市告示第 177号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年長野市告示第 100号）

この要綱は、令和2年3月11日から施行する。

附 則（令和元年長野市告示第 180号）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の長野市農業振興事業補助金交付要綱別表第7の13の規定により提出があった実績報告書に対する補助金の交付は、出納整理に必要な限度において、令和2年5月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（令和2年長野市告示第 451号）

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則（令和3年長野市告示第 198-2号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に存する用紙は、当分の間、必要な補正を加えて、これを使用することができる。

（失効）

3 この要綱による改正後の長野市農業振興事業補助金交付要綱別表第14の被災地区荒廃農地利活用補助金事業は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。

附 則（令和4年長野市告示第 225号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年長野市告示第 249号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（長野市中山間地域農業活性化事業補助金交付要綱の一部改正）

2 長野市中山間地域農業活性化事業補助金交付要綱（平成22年長野市告示第 222号）の一部を次のように改正する。

第2中第8号を削り、第9号を第8号とする。

別表ワイン用ぶどう産地形成事業の項を削る。

附 則（令和6年長野市告示第 192号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の長野市農業振興事業補助金交付要綱別表第13の規定は、この要綱の施行の日以後に捕獲した個体について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の長野市農業振興事業補助金交付要綱別表第13の規定は、この要綱の施行の日以後に捕獲した個体について適用する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の長野市農業振興事業補助金交付要綱（以下「改正要綱」という。）別表第2の1の(3)の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者について適用し、同日前にその認定を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 改正要綱別表第13の規定は、施行日以後に捕獲した個体について適用する。